

広島市告示第573号
令和7年12月26日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人広島良城会	デイサービスセンターさくら	広島市安佐南区大塚西三丁目11番14号	令和7年12月31日	地域密着型通所介護